

■ 株式等振替制度参加に係る届出書類に関するFAQ(機構加入者等用)

	届出書類	ご質問	回答	掲載日
1	「自己口」の属性区分毎の詳細情報	○ 「利用目的」(項番1. ～項番5. 共通)の記載方法を教えてください。	<p>○ 項番1. ～項番5. の「利用目的」には、「株式等振替制度参加手続の届出書類に係る記載要領&lt;機構加入者等用&gt;」(以下「記載要領」といいます。)(48頁)の「<u>区分口座における利用目的の記載例</u>」を参照のうえ、その範囲内でご記入ください。なお、場合によっては、申請いただいた利用目的について、区分口座の開設状況を公表する際の記載内容についてご相談させていただくことがありますので、予めご了承ください。</p> <p>※ 「利用目的」については、区分口座の開設状況を公表する際の項目の1つとなっていますが、届出書に記載された利用目的をそのまま掲載すると、幾通りもの利用目的が掲載されることが予想されます。そのため、実務上混乱をきたす可能性も考えられますので、上記のようなご対応をお願いするものです。</p>	2008.07.18
2	「自己口」の属性区分毎の詳細情報	○ 「特別株主管理事務委託状況報告データの通知の他の機構加入者への委託の有無」(2. 「担保専用口」の詳細情報)の記載にあたって留意すべきことはありますか。	○ 「特別株主管理事務委託状況報告データの通知の他の機構加入者への委託の有無」の「する」「しない」の記載にあたっては、当該報告データの作成について、通常、担保専用口を開設された機構加入者が作成・通知するものと想定されていますので、当該機構加入者が当該報告データに関する事務を行うのであれば「しない」を選択する必要があります。つまり、 <u>通常は「しない」を設定することになります。</u>	2008.07.18

	届出書類	ご質問	回答	掲載日
			○ 区分口座に係る業務(特別株主管理事務等)について計算会社等へ委託するという意味ではないので、ご注意ください。	
3	「自己口」の属性区分毎の詳細情報	○ 「信託財産名義の取扱い」(4. 「信託口」の詳細情報)の記載にあたって、総合テスト(全面稼働)の申請との関係において、留意すべきことはありますか。	<p>○ <u>総合テスト(全面稼働)の申請において、「信託財産名義の取扱いの包括的な申出を行うか否か」(注)について「する」を選択した場合には、本申請書の「信託財産名義の取扱い」については、「する」と「包括」を選択することになります。</u></p> <p>○ <u>総合テスト(全面稼働)の申請において、「信託財産名義の取扱いの包括的な申出を行うか否か」(注)について「しない」を選択した場合には、以下が考えられます。</u></p> <p>① <u>信託財産名義の取扱いについて「個別の申出」を申請する場合、本申請書の「信託財産名義の取扱い」については、「する」と「個別」を選択することになります。</u></p> <p>② <u>信託財産名義の取扱いについて「1つの信託財産名義の申出」を申請する場合、本申請書の「信託財産名義の取扱い」については、「する」と「1つの名義」を選択することになります。</u></p> <p>③ <u>信託財産名義の取扱いについて申請をしない場合には、本申請書の「信託財産名義の取扱い」については、「しない」を選択することになります。</u></p> <p>(注) 「株式等振替制度に係る総合テスト(全面稼働)開設予定口座の届出書」(eq1-2)の「4. 信託口を開設する場合」の「信</p>	2008.07.18

	届出書類	ご質問	回答	掲載日
			<p>託財産名義の取扱いの包括的な申出を行うか否か」のことをさします。</p> <p>※ 信託財産名義の取扱いの概要については、記載要領の38頁から39頁を参照ください。</p>	
4	「顧客口」の属性区分毎の詳細情報	○ 「利用目的」(項番1.、項番2. 共通)の記載方法を教えてください。	<p>○ 項番1.、項番2. の「利用目的」には、記載要領(48頁)の「<u>区分口座における利用目的の記載例</u>」を参照のうえ、その範囲内でご記入ください。なお、場合によっては、申請いただいた利用目的について、区分口座の開設状況の公表の際の記載内容についてご相談させていただくことがありますので、予めご了承ください。</p> <p>※ 「利用目的」については、区分口座の開設状況を公表する際の項目の1つとなっていますが、届出書に記載された利用目的をそのまま掲載すると、幾通りもの利用目的が掲載されることが予想されます。そのため、実務上混乱をきたす可能性も考えられますので、上記のようなご対応をお願いするものです。</p>	2008.07.18
5	「顧客口」の属性区分毎の詳細情報  株式等振替制度参加に係る届出書(株式等振替制度<間接口座管理	<p>○ 「株式数比例配分方式の取扱い」(項番1.、項番2. 共通)を「なし」とする理由について、正当な理由として認められる場合とは、どのような場合でしょうか。</p> <p>○ 「株式数比例配分方式の取扱い」(項番5.)を「なし」とする理由について、正当な理由として認められる場合とは、ど</p>	<p>○ ご質問の件につきましては、「なし」とする届出があった場合、その理由が正当であると認められないときは、当該届出を不受理とさせていただきます。</p> <p>機構では、届出書類にご記入いただいた理由につき、機構加入者の顧客口又は間接口座管理機関がその直近上位機関から開設を受ける顧客口座ごと</p>	2008.07.18

	届出書類	ご質問	回答	掲載日
	機関用>)	のような場合でしょうか。	<p>に、以下に掲げる基準(正当な理由と認められる場合)への適合状況を確認させていただきます。</p> <p>なお、⑤を理由として選択される場合は、加入者との間で締結することとなる契約又は合意の内容について、事前にご相談ください(この場合において、機構では、当該契約又は合意の内容及び当該契約又は合意が加入者の配当金の受領方法の選択に係る利便性を損なうものでないことを説明する書面のご提出を求める場合があります。)</p> <p><b>【正当な理由と認められる場合】</b></p> <p>① 口座管理機関の顧客口(間接口座管理機関が直近上位機関から開設を受ける顧客口座を含む。以下同じ。)が、発行者の申出により開設される特別口座の管理のみを目的として開設されたものであるとき。</p> <p>② 口座管理機関(銀行、長期信用銀行、協同組織金融機関、証券金融会社、保険会社又は短資会社であるものに限る。)の顧客口が、もっぱら担保設定者である加入者の口座の管理を目的として開設されたものであるとき。</p> <p>③ 口座管理機関の顧客口が、金銭の貸付け等を業</p>	

	届出書類	ご質問	回答	掲載日
			<p>として行う加入者のために開設された口座(当該口座に記載又は記録された振替株式のすべてが、他の加入者から差し入れられた担保株式であるものに限る。)の管理のみを目的として開設されたものであるとき。</p> <p>④ 口座管理機関の顧客口が、発行者の自己株式を管理するための当該発行者の口座の管理のみを目的として開設されたものであるとき。</p> <p>⑤ 口座管理機関の顧客口が、当該口座管理機関との間で常任代理人契約その他の契約又は合意(株式数比例配分方式以外の方法により、配当金を受領する旨の定めが含まれているものに限る。)が存在する加入者の口座の管理のみを目的として開設されたものであるとき。</p>	
6	(全体)	<p>○ 届出書類一式を本年7月に提出しましたが、本年9月に商号変更が予定されています。この場合、当該届出書類について、どのような対応を行えばよいでしょうか。</p>	<p>○ ご質問の場合においては、商号変更後速やかに、「<u>株式等振替制度参加に係る届出書</u>」を再提出していただくこととなります。この場合、「会社名」及び項番 1.の「登記上の商号・名称」には商号変更後の商号(新しい商号)を記載・押印(実印)していただき、「項番2.」～「項番7.」及び「※」を記載(商号変更により変更が生じる項目は変更後の内容、変更が生じない項目は従前と同じ内容)のうえ、(新しい商号が</p>	2008.07.18

	届出書類	ご質問	回答	掲載日
			<p>記載されている)「印鑑証明書」を添付してご提出ください(注1)(注2)(注3)。なお、「『顧客口』の属性区分毎の詳細情報」の項番3. の「株式数比例配分方式を取り扱う場合の口座管理機関配当金受領口座の届出」の「口座名義人の氏名又は名称」(⑦⑧)等に変更が生じる場合には、「『顧客口』の属性区分毎の詳細情報」も再提出していただくことになります。</p> <p>※1 「本店所在地・主たる事務所」の変更があった場合には、項番2. の「登記上の本店所在地・主たる事務所」に変更後の本店所在地・主たる事務所(新しい本店所在地・主たる事務所)を記載していただき、「項番1. 」、「項番3. 」～「項番7. 」及び「※」を記載(本店所在地等の変更により変更が生じる項目は変更後の内容、変更が生じない項目は従前と同じ内容)のうえ、(新しい本店所在地・主たる事務所が記載されている)「印鑑証明書」又は「登記事項証明書」を添付してご提出ください(注1)(注2)(注3)。</p> <p>※2 「代表者」の変更があった場合には、「代表者役職名・氏名」及び項番3. の「代表者名及び代表者届出印」には変更後の代表者の役職名・氏名(新しい代表者の役職名・氏名)を記載及び押印(届出印)していただき、「項番1. 」、「項番2. 」、「項番4. 」～「項番7. 」及び「※」を記載(代表者の変更により変更が生じる項目は変更後の内容、変更が生じない項目は従前と同じ内容)のうえ、(新しい代表者名が記載されている)「印鑑証明書」を添</p>	

	届出書類	ご質問	回答	掲載日
			<p>付してご提出ください(注1)(注2)。</p> <p>(注1) 記載要領の「1. (6)その他の留意事項」(4頁)参照。 (注2) 機構加入者の場合の記載です。なお、「間接口座管理機関」「発行代理人及び支払代理人」「資金決済会社」「指定株主名簿管理人等」の場合についても、機構加入者の場合に準じた取扱いとなります。 (注3) 商号変更や本店所在地等の変更により、「業務責任者及び業務担当者連絡先届出書」の内容に変更が生じる場合(「住所」「電話番号」「e-mail」等)には、「業務責任者及び業務担当者連絡先届出書」も再提出していただくことになります。</p>	

以上